平成２２年（フ）第１２４５号
東京都稲城市若葉台３丁目１番地の１若葉台ワルツの杜Ｅ棟502号室
債務者　鈴木　輝子（旧姓倉島）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３１２号
東京都狛江市岩戸北１丁目18番４号ＦＫハイム喜多見101
債務者　岡本　秀一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３５３号
神奈川県相模原市南区東林間２丁目20番１号スガハイム７東林間502
債務者　中村　民男
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３５４号
神奈川県相模原市南区東林間２丁目20番１号スガハイム７東林間502
債務者　中村　信子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２６４号
東京都青梅市新町３丁目63番地の11
債務者　吉永　順一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２７５号
東京都府中市矢崎町２丁目17番地の５
債務者　香川　武彦
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３２６号
東京都調布市野水１丁目８番地１
債務者　松本　幸枝
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３４６号
東京都武蔵野市関前２丁目12番４号
債務者　清水　　徹
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７３号
静岡県浜松市中区上島７丁目10番18号
債務者　松田　節子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
愛知県岡崎市日名西町２番地８　ファミールＫ201号室、住民票上の住所愛知県岡崎市末広町９番地７　ピュアライフ末広103
債務者　吉長　昭弘
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月13日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
青森市北金沢２丁目14番14号　メゾン秀202号
債務者　Ａｓｈａｎｔｉこと　奈良岡彩子（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
青森県上北郡七戸町字鶴打田１番地
債務者　酒井加緒里
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
青森市大字原別字遠山13番地35　ステーションハイツ遠山203号
債務者　斉藤　武美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
岡山県新見市西方1437番地
債務者　岡本　智江
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２２年（フ）第３０１号
長崎県佐世保市大宮町16番11号　重岡アパート203号、旧住所長崎県佐世保市大宮町16番11号　重岡アパート202号
債務者　古庄　順子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係